

第30回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年3月25日（水）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数12名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 小野寺、田巻

前回（第29回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、第3章の市民について検討を行った。条文で言うと第10条～第12条。
- ・第10条は、第4項は削除することとした。
- ・第11条では、北見の特徴を謳いながら未来を担う子どもたちの権利について書き込む形にするべきだとの意見が出た。
- ・続けて、基本原則を考えるために各論を固めるということから、第6章の「情報の共有」の条文検討に入った。
- ・ここでは、情報公開や共有、説明責任に関連して、応答責任（第27条）等についても若干触れられた。
- ・また、「共働」の解説に関して、専門部会で検討した内容を報告した。
- ・「共働」は「協働」を包括するようなものであることを提言していく方向であること、その上で作成したFAQを配布した。各委員がこれを読んだ上で意見等を集約し、次回会議で詳しく協議していくことにした。

条文の検討

〔中山座長〕

- ・第5条（情報共有の原則）に関わり第12条までの検討を終えた。今回は、第6条（市民参加の原則）に関わる各論として「第7章 市民参加」の第33条から第35条の検討をした後で、原則に戻って条文の書き方について協議したい。

第33条（委員の公募）

〔中山座長〕

- ・市民参加の章については、既にスタートしている総合計画に市民はどのように参加していくかという重要な部分であり、条例にもしっかりと書き込む必要があると思うので、活発な意見をもらいたい。はじめに、委員の公募に関して意見を伺う。

〔笠原委員〕

- ・条文にある「正当な理由」とは、どのようなことを想定しているのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市が設置する審議会等には、認定審査会のような一定の専門知識等を必要とするものもあり、これらについても規制なしに公募すると支障が出る可能性も考えられる。
- ・この会議や総合計画審議会等では一定数の市民公募を実施しているが、今後においてはそういった専門的な分野から選ばざるを得ないことも可能性として想定される。

〔笠原委員〕

- ・審議会等は教育委員会等の行政委員会と性格が異なると思うので、敢えてこのような制限を設ける必要性を感じない。

〔事務局～企画課長〕

- ・現在ある審議会等の状況は把握していないが、この記述がなければ必ず公募を実施するという規定になり、その場合に何らかの障害が出てくる可能性が考えられる。

〔笠原委員〕

- ・審議会等の「等」にどのようなものが含まれるかによっては、そのような場面が出てくることも分からないわけではない。
- ・今、審議会等がどのくらいあるのか、同一人物が複数の委員を兼務しているという状況が問題となっており、そちらを先に整理した方が良いのではないか。
- ・男女共同参画の視点から、男女比率なども規定する必要もあると思うので、そういった趣旨を踏まえた内容で整理してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・今の意見のように特段問題が無いならば、この文言を外すこととしてはどうか。
- ・例外的な事例が発生した場合でも「その設置の目的に応じて」という部分でクリアできるのではないか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・その形なら「全部又は一部」を必ず公募しなければならないという解釈になってしまう。

〔杉本委員〕

- ・仮に専門的知識が求められる場合でも、公募すべきではないのか。その場合は、必要な知識などを周知した上で募集することになる。専門知識が必要だという前提で市民参加を選別する形はまずいと思う。

〔水口委員〕

- ・行政側が意図的に委員を選定する可能性が考えられる。そうしたことの防止策を表す必要があると思う。これまでは、行政側が隠れ蓑として上手く使ってきたという現実を見てきているので気になっている。

〔中山座長〕

- ・この条文は短いと感じる。できれば、委員を選考するものを例示してはどうか。
- ・神原私案では、計画策定や事業評価など政策を決定する場面には市民参加を促すという書き方がされている。

〔逢坂副座長〕

- ・委員公募に限定した話になっているが、市民参加は以前に協議した市民の権利（第9条）を保障するという総合的な考え方が基本となるのではないか。
- ・各論も大切だが、議会や市長等は市民の権利を保障するという一項目が必要でないか。それに関連して個別項目をどれだけ盛り込んでいくかということだと思う。
- ・今後、市民参加条例についての議論も想定しながら総論と各論をどの程度に仕上げるかということが、この章の基本的な考え方だと思う。

〔笠原委員〕

- ・審議会等への市民参加は、委員の公募という話になっているので、そこに例外規定を設ける必要は無いと思う。
- ・この条例自体が現在設置されている審議会等を整理していくという方向で書かれていれば良いと思う。
- ・それとは別に、会議や会議録は公開するという項目を加えるべきだと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・他市の条例では、審議会等に関して記述しているものは少ないが、規定している例としては、吹田市が「原則として公募する」という表現で、第2項で「会議及び会議録を公開する」となっている。

〔中山座長〕

- ・まとめると「正当な理由がある場合を除き」を削除し、「原則として公募」という表現を用い、公開に関しても記述することとしていきたい。

〔笠原委員〕

- ・委員の男女比率や現存の審議会等を整理する方向性、同一人が複数の委員職を兼ねないことなど細かな点を解説文で明示してもらいたい。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・現在も審議会等設置や委員公募に関する内部規定は持っているが、この条例において、ある程度の方向性を定め、それに基づき現行の規定を見直していくことになると思う。

〔笠原委員〕

- ・個人的には、この会議の委員の立場で市民とコミュニケーションを図りたいと思っているが、誰がどのような委員になっているのか分かるような形にしていくべきだと思う。

〔中山座長〕

- ・そういった細かな点は、解説文でしっかりと書き込んでいくことにしたい。

第34条（意見の公募）

〔中山座長〕

- ・次に、意見の公募に関する条文について何かないか。

〔笠原委員〕

- ・「市政に関する事項」は漠然としている。別な視点からは市民意見提出手続のような形になると思うので、市政に関する事項の具体例を挙げてもらった方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・前条の時には、具体例は解説で書いていくとしたが、ここでは条文として書くのか。

〔笠原委員〕

- ・市政全般に対する意見公募は可能で、実際に北見市も既の実施しているが、市政に関する定義もはっきりしていないので曖昧にせず、例えば、この条例の制定改廃や総合計画の策定など、より重要なものを幾つか明示した方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・具体的にはどのような項目が考えられるか。

〔笠原委員〕

- ・例えば、現在検討しているこの条例案も今後、何らかの形で公表され、それに対する意見を求めることになると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・他市の条例では、意見公募やパブリックコメントに関して「重要な条例・計画等の策定」という表現がされている。

〔笠原委員〕

- ・北見市の場合、一般的なパブリックコメントは実施しており、それはそれで行政の透明化という点で良いと思う。
- ・この条例の中では、特に重要な部分を書き出した方が、市民に分かりやすいと思う。

〔中山座長〕

- ・少し踏み込んで、具体的項目を明記するという意見が出たが、他ではこれについて明言している所はあまりないが。

〔杉本委員〕

- ・市政に関する意見は常時受けるものであり、重要案件に関してのみ募集するという従来のパブリックコメントの手法なのか、常時いろいろな意見を集めることなのかということだと思う。
- ・公募となると積極的に集めることなのだろうから重要案件になるのかもしれないが、公募だけを謳うことになってしまわないか。
- ・常時聴き取るものと、公募するものとに分けていかなければならないのかと思う。
- ・委員の公募に関しても言えるが、行政側の判断が必要になった時だけ公募するということでは手遅れの状態だと思うので、通常も受け付けながら、特に必要と判断した場合に公募という形になるのだと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・先述したが、市民参加を保障するという一項目を設けるべき。市民参加を保障するための仕組みとして公聴会や意見公募がある。
- ・そういった各論は後にして、行政サイドが市民参加を保障することを言葉だけではなく仕組みとして明記することが先ではないか。

〔笠原委員〕

- ・北見市には、HP上に「市長へのポスト」があり、市政全般に関して意見を出すことが可能な状態である。
- ・この条例で規定することは、市民生活に直接関わる条例や計画などについては意見を公募するという行政に対する義務化という位置付けになると思う。
- ・意見公募にもレベルがあり、ここでは重要な部分に限定して触れていくことになる。
- ・それに対する応答責任としては、どれだけ対応できたかということが数値的に表すことは可能である。

〔杉本委員〕

- ・国交省のパブリックコメントは、重要なことや専門的な事項が多いので、1年半くらい前から公開し、意見が出されたものは全て公開している。
- ・行政側は本来、重要案件でなくとも受けた意見を公表することを常時やるべき。現在の市長へのポストのように意見を出しても何の反応もなければ、意見は出てこないと思う。

〔笠原委員〕

- ・総合計画に関するパブリックコメントに意見を出したが、それに対する回答はきちんと載っていた。少しずつ変わってきたのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・タイトルが「意見の公募」だと狭い意味に取られる可能性があるので「参加機会の保障」というようなことになるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・項目の重要度にレベルはあるが、いずれにしても、出されたものは受け取ったということとは最低限やっていくべきだと思う。

〔中山座長〕

- ・となると、引っ掛かるのは第1項の「必要があると認める場合」という部分か。

〔杉本委員〕

- ・原則的にいえば、必要がない場合がない、常に必要である。

〔逢坂副座長〕

- ・ここは各論的ではなく総論的に考えてはどうか。

〔中山座長〕

- ・前と比べると範囲が広がるが、「参加機会の保障」として意見を求め回答するというところでどうか。

〔杉本委員〕

- ・第7章の「市民参加」というタイトルからすると、「公募」と使うから意図的なものを感じるので、「委員の参加」「意見の聴取」などとすれば良い。

〔事務局～企画課長〕

- ・多治見市では、委員の公募、意見の公募ともに市民参加のあり方のひとつとして捕らえ「市民参加の促進」という項目でこれらを規定している。

〔杉本委員〕

- ・行政手続法には「公募」という言葉を使わなければならないという規定はあったか。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政手続法は、公募に係るような規定をしているものではないと思う。

〔中山座長〕

- ・神原私案や札幌市条例のように「参加機会の保障」として、前条第1項と本条をまとめて書くという手もあるが。

〔笠原委員〕

- ・第7章にある「公募」とは、審議会等委員を公募することで市政の計画立案段階で市民の参加を保障し、審議会で行っている内容に対するパブリックコメントという限定されたものだと思う。
- ・大きくいえば市民参加の機会となるが、内容的には市政自体に対する市民参加を高め、公募委員が各種委員会に出て、参加できない一般市民はパブリックコメントで参加するということだと思う。

〔杉本委員〕

- ・行政手続法の話になるが、パブリックコメントの発端は、笠原委員が言ったような一つの枠以外にも意見を求めるべきということだったことを思い出した。

〔中山座長〕

- ・笠原委員と杉本委員の意見はほぼ同じことなのかもしれないが、杉本委員の意見の方が準備段階も含まれていて範囲が広い。

〔杉本委員〕

- ・事務局側は、法で手続きが決まっていて「公募」という言葉を使わなければならないのかと思い、意見公募の方法論としてパブリックコメントができたような記憶がある。

〔笠原委員〕

- ・行政手続法はそういった類のものではないはず。自治法などの法律的な部分に関することだったと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政指導や届け出に関する手続事項を定めたものである。

〔笠原委員〕

- ・ここでは市政の政策立案に関するものなので、少し違うと思う。

〔中山座長〕

- ・ということであれば、ここはこのままで良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・いや、できれば「市政に関する」という抽象的な表現を市政に中の具体的なものを幾つか例示してもらった方が分かりやすいと思う。そうしなければ、今のような誤解を招き、広がりすぎたものになってしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・札幌市の条例には「市民参加の推進」として細かな条項が載っている。この辺も参考に検討してもらいたい。
- ・個別具体的な項目までは書いていないが、総論を言った後で各論の注意事項を列記している感じである。

〔中山座長〕

- ・それも各項目でそれほど詳しくは書かれていない。「市政に関する事項」で代表できるような書き方だと思うが。

〔逢坂副座長〕

- ・札幌市がここで詳しく書いていないのは、7で「市は市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」とあるので、ここで市民参加条例等をぶら下げることが想定していると推測する。

〔中山座長〕

- ・多治見市の場合は、政策重視の条例であることからこのような書き方なのだと思うが、笠原委員はこのような書き方を推している。

〔笠原委員〕

- ・札幌市の場合、関連条例を作ることが予測していて、今は既に実行している状況。
- ・北見市の場合はそこまで踏み込めるのか流動的なので、今の段階では具体的に書いておいた方が良くと思う。

〔杉本委員〕

- ・札幌市や多治見市のものを見てしまうと、具体的なことも書いた方が良さそうである。

〔中山座長〕

- ・多治見市は、総合計画や重要な条例、事業の選択、実施、政策評価の実施には必ず意見を求めると具体的な例が書かれている。
- ・そのようなことを入れた方が良くという意見が出されている。

〔逢坂副座長〕

- ・札幌市の7にある関連条例のことに関しては多治見市の条例においても謳われている。
- ・でも、その他の市の条例にはあまり入っていないかもしれない。これを入れると事務局が後々しんどくなる。

〔杉本委員〕

- ・この条例の中で網羅しようとする方が、余計にしんどい気がする。
- ・基本条例なので、他の条例に任せるべき部分は多々あると思う。この姿勢は入れた方が良さそうである。他市の条例にも書かれている。(例：丸亀市)

〔中山座長〕

- ・少なくとも、第3項で「推進に関して別に条例で定める」ことを謳った方が良いだろう。

〔事務局～企画課長〕

- ・今回のたたき台では、「別に定める」という表現を使っていない。もし、ここでその表現を使うということであれば、住民投票や情報公開などの項目でも整合性を諮っていく作業があるということだけ押さえていてもらいたい。
- ・敢えて「別に定める」と書いていないのは、書いた条文についてはそれを作れば済むが、書かないものは作らなければならない状況になっても作れなくなることを危惧したためである。
- ・そのことは条例の作り方の問題なので、整合性が図られるのであれば問題はないと考えている。そう難しい作業ではない。

〔中山座長〕

- ・他への影響も考えられるが、意見公募や参加機会の保障には多くの項目があるので、できれば入っていた方が良いと思うので、とりあえず盛り込んで他との整合性を見ながら考えていきたい。
- ・その他、細かな項目の記載については多治見市の条文を参考に整理していく。

〔笠原委員〕

- ・多治見市の総合計画は特殊で、市長が替わると計画を見直すことになっている。
- ・個人的にはそのようなやり方が望ましいと思っているが、現実的に北見市の場合は難しいと思う。多治見市と北見市では総合計画の位置付けが違っている。
- ・政策と総合計画がバッティングした場合、どちらを優先させるのか決めておかなければいけない。

〔中山座長〕

- ・今の意見も踏まえながら、基本的には多治見市の5項目を入れることと、札幌市にもあるように別に条例で定めるという一項目を加えることにする。

〔事務局～企画課長〕

- ・多治見市の場合は総合計画を主にして整理しているのでこれで良いが、北見市でこれと同じことを書くと不都合が生じてくる。事務事業評価は実施しているが政策評価は実施していないことなど、条例と現状が一致しない部分があるので、ここの表記は事務局側で整理させてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・これは、将来に向かっての指針になるものだと思う。

〔中山座長〕

- ・現状を踏まえた中で、何を加えるかを検討してみたい。

第35条（住民投票）

〔中山座長〕

- ・次に、住民投票についてはどうか。

〔笠原委員〕

- ・先にも出ていたが、「別に設置する」という文言を加えるかどうかということ。そのようにせざるを得ないと思う。
- ・そうすると、事務局が言ったように他の関連条例についても同様に書いていかなければならなくなる。やり方として、解説文の中で「今後、関連する 条例を整備していきます。」と書いていけば市民理解を得られるとは思う。
- ・ここでは短い条文になっているが、他市の条例では結構細かい点まで書かれている。

〔逢坂副座長〕

- ・ここでは市民参加の一項目として掲げているが、議論の中身としてはひとつの章を立てるくらいのものだと思う。
- ・住民投票といっても、常設型と個別型のどちらなのか、誰が発議するのかといったことも含めて、時間をかけて議論する必要があるのではないか。

- ・最近の北見市においては、住民投票が話題になっているので、こんな一項目で済ませるような問題ではない気がする。

〔杉本委員〕

- ・いずれにしても住民投票はやらなければならない、条例も作らなければならない。
- ・住民投票について、求める有権者の割合を法で定められているものを書く必要はないかもしれないし、北見の場合は10分の1の要求で可能というようにハードルを下げるのかといったこともある。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例などは既に施行しているが、唯一設置されていないのが住民投票条例であり、新たに作っていく必要がある。
- ・市としては、(仮称)まちづくり条例が施行された後、直ちに住民投票条例制定に向けた作業に執りかからなければならないと考えている
- ・住民投票条例を別に定めるとなると、実施するための具体的ルール、発議できる者の範囲や有権者の年齢などの細かい規定はそこで規定していくことになると思う。
- ・この条例の中でどこまで規定するのか、細かなことは別条例で謳えば良いのかと思う。

〔杉本委員〕

- ・この条例の全体デザインから見ると、「住民投票を実施できるものとする」ということしかできない感じがする。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここに、先ほどから出ている「別に定める」を加えると、この後きちんと整備されるということが伝わるのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・前条で笠原委員は言っていた、解説文で今後整備していくことを書けば良いのか。

〔笠原委員〕

- ・住民投票条例は、自治法上の一般的なものもあれば、常設型か個別型か、有権者の範囲などバリエーションが広いので、まちづくり条例の中では住民投票の最低限の要点が一致できれば良いと思う。ただ、一致させることも難しいことだと思う。

〔杉本委員〕

- ・住民投票に関しては、細かく規定していくと非常に多くの項目になる。

〔事務局～企画課長〕

- ・まちづくり条例で住民投票を規定しなければ住民投票が実施できないということではなく、ある案件について一定の発議があれば、今でも実施することは可能である。
- ・ここで考えているのは常設型の住民投票条例を制定しようという考え方である。

〔笠原委員〕

- ・その場合は、市長が発議するということになるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・常設型の場合であっても、市民、議会、市長が発議できるようになっていると思う。
- ・条例を制定するには、対象となる案件や一定の投票率がなければ無効とするなど、さまざま規定を検討して決めていかなければならない。

〔中山座長〕

- ・それは、ここで決めるのではなく、別条例を検討する中で考えるべきことでは。

〔笠原委員〕

- ・ただ、フレーム自体はここで決めるべきか否かの協議は必要ではないか。

〔中山座長〕

- ・このままで良いのでは。そもそも、ここで各論の議論ができるほど簡単なものではないのでは。フレームとはどの程度のものか。

〔笠原委員〕

- ・この条例自体が公開型の市民参加を促す方向性であり、住民投票についてもあまり制限しない形のものを作ることを目指すものではないかと思う。
- ・カテゴリとして有権者の対象など細かい点もあるが、この条例における市民の定義が引っ掛かる。市民とは住民だけではなく通勤通学者等も含むとしているが住民投票はどうなるのか。ただ、ここでは市民投票ではなく住民投票となっている。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・市民投票条例としている市もあるが、ここでは住民投票としている。
- ・この条例の定義で「市民」とは通勤通学者を含めていることの他に事業所の団体等も含めているので、ここでは人に関わるものとして「住民投票」としている。

〔逢坂副座長〕

- ・この後、住民投票に関する認識を深めるために、少し時間を掛けてフリートーキングをしてはどうか。

〔中山座長〕

- ・住民投票について細かく規定していない市は結構ある。神原私案も別に条例で定められている。そういった意味では、この条例での規定はこの程度で良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり条例に住民投票に関することを書くことで、市民がある程度イメージできれば良いのかと思う。

〔高橋委員〕

- ・この条文では市長が住民投票を実施することになっている。先の事務局の説明では市民の発議も可能とのことで、市民参加を謳うならそこが見えるようにした方が良い。

〔笠原委員〕

- ・市長は自分の判断で実施できる、議会が実施の議決をした場合に市長は実施しなければならない、市民（有権者）の一定数の要求があった場合も実施しなければならない。
- ・そうした基本部分の他、未成年者の扱いなどの細かいことをバリエーションとしてまちづくり条例に含めるのが今の流れか。

〔杉本委員〕

- ・奈井江町が実施した合併に関する住民投票は、マチの将来を担う者として未成年者にも投票権を与えていた。

〔逢坂副座長〕

- ・稚内市の条例が住民投票に関して詳しく規定しているので、参考にしてはどうか。

〔中山座長〕

- ・これは住民投票条例がある所の規定ではないか。あるから書けるのであり、そもそも住民投票条例がない段階で、ここまで細かいことをまちづくり条例検討市民会議で決めるのか。これらのことは住民投票条例を考える時に決めることではないか。
- ・ここでは、第35条に書いてある程度のことで十分のような気がするが。
- ・住民投票条例が制定されていない段階では第35条のような書き方で良いと思うが、今後制定する条例を反映させるような書き方としてはどのようなものが良いのか。

〔浦西委員〕

- ・条例の中で書くというより、条例素案を提案する際にこの会議として、早急に住民投票を制定してもらいたいという意見を述べれば良いのではないかと。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここで個別条例に細かく触れることになると、他の関連条例とのバランスを考えなければならぬ。
- ・今の北見市では定めのない住民投票について明らかにしようということを謳うということなので、細部まで謳わず「作る」という意思が表せれば良いのかと思う。

〔中山座長〕

- ・今の話を踏まえると、住民投票条例は早く制定してもらうように提案すること、条文としてはこの程度しか書けないと考えるが、このままでは駄目か。

〔笠原委員〕

- ・ここは、この条例の中でも重要な部分なので、もう少し委員の話を訊いてはどうか。
- ・総体的はこのような書き方になるのかもしれないが、この会議の意思を打ち出しておく必要はあると思うので、もう少し皆の意見を聴いておくべきかと思う。

〔中山座長〕

- ・解説の中に書き込んでいくことは可能。数名の意見は聴いているが他の委員はどうか。

〔荒井委員〕

- ・住民投票は、この条例の目玉とも言えるほど重要なことだと思っている。
- ・逆に、大前提として、その決定が全てにおいて大きく左右されることになる。
- ・それに向けて正確な情報が提供されなければ、賛否を問うことは難しい。

〔井上委員〕

- ・これはまちづくり条例なので、そこまで細かく踏み込んで良いのかという気もする。
- ・ただ、今話されてきたように重いものであるということであれば、これだけで章立てるくらいなのかもしれないが、今後決められることまでは触れられない。

〔合田委員〕

- ・ここでは、第3項として「必要なことは別に条例で定める」ことを規定して、きちんとした形で住民投票条例の中身を審議していくべきだと思う。
- ・この会議の中では、そこまで審議して書き込むということは難しいと思う。

〔高橋委員〕

- ・ここで無理して規定するより、住民投票条例を作るときに新たな委員会を設けて、正しく踏まえてしっかりとしたものを作るべきだと思う。

〔橋本委員〕

- ・この条文はこのままにして、新たな条例で細部に亘ってきちんと規定して、住民投票ができるような体制を整えていくべき。

〔水口委員〕

- ・第35条の書き方で良いのだと思うが、太田市の条文は北見市が求めているスタイルではないかと感じていた。
- ・まだ住民投票制度が整備されてない中でも、ここまでは書いても差し支えないと思う。

〔三原委員〕

- ・条文についてはこれで良いと思っている。稚内市のような細かい規定は解説文で整理しても良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・事務局に訊くが、通常の有権者のみを対象として住民投票を実施した場合の経費は幾らくらい掛かるのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・選挙と同じ体制で住民投票を実施した場合、公費負担を除き、選挙の場合とほとんど変わらない費用がかかると想定している。
- ・住民投票にかける案件を書いたポスター掲示等も必要になってくるので、選挙時とほぼ同様の額、約4,000～5,000万円程度の経費になると思う。
- ・ただ、選挙ほどの精度を要求しないということであれば経費節減は可能かと思う。

〔笠原委員〕

- ・住民投票制度は直接民主主義で住民の意思が反映されることになるので、議会側はこの制度に相当神経を尖らせているのかと思う。
- ・経費のことは別としても、住民投票に諮る中身については相当慎重に検討しなければならない。ただ、いつでも実施できる制度として、条例を設置する必要があると思う。
- ・審議会等で子どもを含めた市民からの意見を聴取するなど、市役所側が工夫していけば住民投票が発動される場面は少ないと思うが、まったく設置しないということにはならないと思う。

〔中山座長〕

- ・いろいろな意見が出された。
- ・高橋委員から出された、市民も発議できるということを表すことについては同意できると思う。水口委員から提案された太田市の条文にある「より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定める」というのがこれに当たるので、この1項を加えることにしたい。
- ・その上で、未だ制定されていない住民投票条例を早期に制定するよう答申時に提言することとしたい。

〔笠原委員〕

- ・事務局から整合性の問題があるとの話があったが、仮に「別に条例を制定する」と規定しても、この条例には見直し規定もあり、5年後に住民投票条例が制定されていればこの項目を削除することは可能なので、さほど問題はないと思う。
- ・最終的に事務局が案を作成する際に考えてもらえば良い。

〔中山座長〕

- ・市民参加（第7章）に関して、議論内容を復習する。
- ・第33条では「正当な理由がある場合を除き」を削除して、その次に「原則」委員を公募するとした。第2項を設け、会議及び会議録を公開することを書くことにした。
- ・第34条は、第1項の市政に関する事項という部分を多治見市の条文を例にして幾つかの具体例を書くことにした。そして、第3項として「市民参加の推進に必要なものは別に定める」ことを加える。
- ・第35条の住民投票に関しては、第3項に「より多くの住民が発議できる住民投票制度を定める」ということを加えて、さらに、素案答申時に、住民投票制度を早期に整備するよう提言していくこととした。

第5条（情報共有の原則）

〔中山座長〕

- ・基本原則にかかわり、各論から検討して原則に戻ることとしていた。これまで情報共有と市民参加について各論の検討を終えたので、一旦、2つの原則の条文内容を確認する議論に戻りたい。
- ・情報共有の原則について、これまでの各論の協議を踏まえて修正する点などはないか。

〔逢坂副座長〕

- ・条文にある「まちづくりに関する情報」という書き方が気になる。

〔中山座長〕

- ・第6章では、「市政に関する」という表現を止め、全てのものに対する情報を共有するという書き方に改めている。そういった意味では「まちづくりに関する情報」というのは整合性が取れている気がするが。

〔笠原委員〕

- ・住民投票の協議時に出ていたが、まず市役所や議会から基本的な情報を出してもらうことでしか判断できない。
- ・そう考えると、第5条の始まりは「市民」ではなく「市長等及び議会は」で、「まちづくりに関する情報を積極的に市民に公開し、共有する」という形の方になるのではないか。
- ・どんな情報が手に入るかによって、最終判断が変わる可能性がある。
- ・たたき台の条文は、みんなが対等な立場になっていて理想論的で、一見良さそうに見えるが、現実には力関係が違う。

〔事務局～企画課長〕

- ・第6章では、「市長等及び議会が」ということで「市民」が出てきていない。
- ・原則と各論の関係を考えると、「市民」は抜けてくるのかという気もする。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・この条例は、市長等と議会だけではなく市民を含めた自治の原則を定めるもの。
- ・情報共有の原則には「市民」という言葉を置くが、具体的事項では敢えて市民を外し、義務付けしているのは市長等と議会であるということ意識して作っている。市民に対しては制約を課さないという考えを表しているつもり。

〔笠原委員〕

- ・理念的には平等な立場であると思うが、原則からいくと私情的には引っ掛かる。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・この原則は「情報共有」なので、市民が含まれている。すべての主体が含まれていなければ共有の意味がなくなってしまう。

〔笠原委員〕

- ・市民は入っていても構わないが、置く場所が問題。先ほども言ったように「市長等や議会が情報を公開して市民と共有する」という流れの方が分かり易いのではということ。

〔中山座長〕

- ・笠原委員から提案された内容の方が、各項目を検討した内容を踏まえたものになっているように感じる。

〔高橋委員〕

- ・第30条の条文と重複している部分が多いが、それは大丈夫なのか。

〔笠原委員〕

- ・それは構わない。それがあったから原則に戻ったときにも同じような形になった。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・そうすると、「それぞれが保有するまちづくりに関する情報」というのは、議会と市長等のみということになるが、それで構わないか。

〔杉本委員〕

- ・それはまずい。住民側も持っていなければ。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここでは、3者が情報を共有するということを原則とする、公開や公表は手段として個別条文で規定しているという関係である。
- ・今のまとめ方だと、市長等と議会が公開するものが「情報」という規定になるが、それでも構わないかということを確認したい。

〔笠原委員〕

- ・個人的にはそれで良いと思うが、一般論でいうとそういう形になる。
- ・それぞれが持っている情報となると、説明しなければならなくなってくる。
- ・市民参加の条文からいくと、計画策定や条例改廃には市民意見が反映される仕組みが大前提になっている。そこでの情報とは、あくまでも市政に関するもので、それを一番多く持っているのは議会や市長等であり、ここが公開してくれなければ共有できない。

〔井上委員〕

- ・第6章では、共有や公開についてそれぞれ具体的に書かれていて、原則は、あくまでも情報を共有することだけを言いたいと理解すれば良いのか。

〔笠原委員〕

- ・以前にここで話したときはそういう解釈であったことは理解している。
- ・個別項目を協議して原則に戻ったときの考え方として、情報公開に始まり、それを受けて市民が市政に参加するという流れになる。
- ・それを原則として言い表すなら、先ほど言ったような条文になるのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・原則については、たたき台のとおり共有するという原則論だけにして、第6章の各論で笠原委員から出されたようなことを書き込んでいけば、整合性がとれるのではないか。
- ・そうすると、前回協議している第6章の内容が不十分なので、もう少し具体的にしてい
く必要がある。

〔井上委員〕

- ・第30条を協議した時、「権利、システム、必要な情報の作成と共有」というキーワードが出ていたので、そこを具体的に条文化していけば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・第5条に「まちづくりに関する情報」とあるが、「まちづくり」という文言は要らないのではないか。第6章では「まちづくり」に触れていない。

〔杉本委員〕

- ・まちづくりにしておかなければ、持っている情報を全部出せということになる。
- ・3者が同じ目的を持っていることに関する情報を共有しようということで、同じ目的でない情報まで集まってもしょうがない。
- ・自治というレベルの目的を持った情報ということでいかなければいけない。

〔中山座長〕

- ・そうすると、第6章にも「まちづくり」を入れていかなければならないか。

〔笠原委員〕

- ・第5条は原則ではなく理念的なものと理解すればこれで良いと思う。だから「まちづくりに関する情報」は、市政だけでなく全ての部分に関わるものという意味。
- ・第30条以降は基本的に、行政が持っている情報を公開して、市政に対して市民がいかに参加していくかという仕組みの話だと思う。
- ・それが核になって、市民同士のつながりのためにも情報を共有しようという考え方であれば理解できるが。

〔逢坂副座長〕

- ・このようにしておいた方が、部会で協議している共働の考え方についても、広い意味でのいろいろな情報を市民同士で交換するという含めての原則として「共有」と捉えていけるので良いのではないか。
- ・第6章では、市政に関するものをきちんと公表していくということを謳うべき。

〔笠原委員〕

- ・今、逢坂委員が共働に触れたが、そういう理解をしてもらえらるなら、まちづくりに関する情報の共有に関してはスムーズに行く。

〔逢坂副座長〕

- ・共働の中身について議論するつもりはないが、そういう概念が先行している中、市民同士の分野も行政が専門に行なう分野にも共働を打ち出すという考えがあるなら、このような原則にした方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・そういうことなら、筋が通ったことになる。

〔中山座長〕

- ・結論としては、共働を生かすためにも、第5条はこのままで良いということにする。

第6条（市民参加の原則）

〔中山座長〕

- ・第6条、市民参加の原則の書き方はどうか。

〔笠原委員〕

- ・これも、住民投票を含めた形での意思の表れということになるのではないか。

〔杉本委員〕

- ・これが市民参加の原則になるのかなという気もする。
- ・市政から見た市民参加の原則なのだと思うが、こういった名前の付け方を見ると、条例の主体がどこなのかということが心配になる。

〔笠原委員〕

- ・行政自体が公益的活動だという一種の性善説に立っているので、そう考えなければ。

〔杉本委員〕

- ・市民参加というと何となくしっくり来ないが、そうなのかとも思う。

〔中山座長〕

- ・では、市民参加の原則に関しては、そのままでということにする。

～ 検討内容のまとめ～

第33条（委員の公募）

第1項 特例規定「正当な理由がある場合を除き」を削除し、「原則」委員を公募することとする。細かな規定は解説の中で。

第2項 会議及び会議録を公開することを明記。

第34条（意見の公募）

たたき台の内容をベースにする。

第1項 市政に関する事項を具体的に盛り込む（多治見市を例に）。

第3項 市民参加の推進に必要なものは別に定めることを加える。

第35条（住民投票）

第1項と第2項はたたき台の内容で。

第3項 より多くの住民が発議できる住民投票制度を定めることを加える
（太田市の条文をモデルにする）

素案答申時に、住民投票制度を早期に整備するよう提言する。

第5条（情報共有の原則）

たたき台のとおり（情報の公開等については各論で具体的に書き込む）

第6条（市民参加の原則）

たたき台のとおり

今後の検討作業について

〔事務局～企画課長〕

- ・本定例会においても、まちづくり条例に関する質問が出された。
- ・十分に議論する時間を確保することはもちろんだが、できれば、9月定例会に条例案として提出していくことを想定して作業を進めたいと考えている。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・議会への提案していくスケジュールだが、市民会議から答申を受けたものを議会に報告し、市として条例案を作成して議会に提案するという流れになる。
- ・仮に9月議会に提案するとした場合、市民会議からの答申は遅くとも6月初めにもらわなければならない。
- ・そうすると、4月と5月は非常に厳しい日程になるが月3回程度の会議開催となることを理解願いたい。

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、共働の原則に関わる各論（第8章）を検討する方法もあるが、専門部会の検討もあるので保留して、第4章の議会に関する個別条文を検討していきたいと考えている。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回会議は4月上旬を予定している。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。